

# 地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進業務に係る 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年7月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 業務名

地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進業務

## 2 業務内容

別紙「地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり。

## 3 業務履行場所（実施区域）

受注者が仕様書に定める相談支援包括化推進員を配置する事務所の住所（所在地）の属する一つの  
行政区（東区又は安佐北区）の全域とする。

## 4 委託期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで

## 5 事業費

本業務に係る費用は3,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

広島市健康福祉局地域共生社会推進課 担当：後田、久留原

電話：082-504-2603（直通） FAX：082-504-2169

Eメール：chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp

## 7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体であること。
- (2) 本市からの委託、指定等を受けて相談支援を行う機関を現に運営していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年  
広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受け  
ていない者であること。

- (5) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
  - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) その他市長が本事業の実施団体として適当でないとする団体でないこと。

## 8 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

- (1) 交付期間  
公示日から令和6年8月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 交付場所  
前記6の事業担当課  
※ 応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。  
（ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」）

## 9 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 提出書類  
次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。
  - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
  - イ 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿（様式2）
  - ウ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）、使用印鑑届（様式3）
- (2) 提出期間  
公示日から令和6年8月5日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出先  
前記6の事業担当課

(5) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、前記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

## 10 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和6年8月5日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書(様式4)に記入の上、前記6の事業担当課宛て電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和6年8月16日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 11 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、(応募説明書 別紙1)「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照して行うこと。

(2) 提出書類

企画提案書 11部(正本1部+副本10部)

※ 企画提案書の提出は、「提案書(様式5)、見積書、積算内訳書」の書類をまとめて行う。詳細は、(応募説明書 別紙1)を参照のこと。

(3) 提出期間

公示日から令和6年8月16日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。)

(5) 提出先

前記6の事業担当課

(6) 留意事項

ア 提案は、1つの業務履行場所(実施区域)につき1件とする。なお、同一の者が、複数の業務履行場所(実施区域)について提案することも可能であるが、その場合は、それぞれの業務履行場所(実施区域)ごとに企画提案書を提出すること。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす。

## 12 プレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション（参加者による質疑応答を含む。）を行うことを予定している。  
実施日時等の詳細は提案者に別途通知する。
  - ・プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分程度
  - ・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。
- (2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーザル辞退届（様式6）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
- (3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーザルを辞退したものとみなす。

## 13 審査方法

- (1) 審査  
相談支援包括化推進業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 受託候補者特定基準  
企画提案書及びプレゼンテーション等により、公平かつ客観的に審査及び評価を行い、各業務履行場所（実施区域）における最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。詳細は、地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進業務に係る公募型プロポーザル応募説明書（以下「応募説明書」という。）による。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

## 14 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
  - ア 応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
  - イ プロポーザル参加者が、令和6年8月5日（月）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(5)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
  - ウ 応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
  - エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- (4) 審査委員会の委員に対するプロポーザル参加者の不当な働き掛けは、一切禁止する。
- (5) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) その他、詳細は応募説明書による。